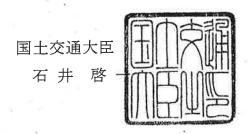


国海員第343号 平成30年2月21日

交通政策審議会

会長 古賀 信行 殿



交通政策審議会への諮問について

船員職業安定法(昭和23年法律第130号)第55条第5項の規定に基づき、 下記事項について諮問する。

記

諮問第301号

船員派遣事業の許可について

諮問理由

別紙に掲げる者に対する船員派遣事業の許可を行うにあたり、船員職業安定法第55条第5項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

船員派遣事業許可申請事業者一覧

| 事業者名 | 住 所 |
|---------------|---------------------|
| 株式会社リュウ・カンパニー | 神奈川県鎌倉市二階堂936-6 |
| 福寿船舶株式会社 | 静岡県静岡市清水区旭町5番9号 |
| 大東汽船株式会社 | 愛媛県今治市伯方町伊方甲1418番地1 |